

令和2年2月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和2年5月22日
総務企画課秘書広報係

令和2年2月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 松尾 統章 議員

3月4日

① 文化財保存活用大綱の意義について 【文化財保護課】

〔 文化財保存活用大綱の意義についてどのように認識しているか。 〕

大綱は、県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明らかにするものであり、各種取組みを進めていく上での基盤となるものです。併せて、市町村は、大綱を勘案して、広く地域の声を聴きながら文化財保存活用地域計画を策定できることから、各市町村における取組みを推進する上でも、指針となるものであると認識しています。

また、文化財行政が目指す方向性や取組内容が共有されることで、県や市町村、県民などが、連携・協力した取組みが促進されることが期待されます。

② 文化財保存活用大綱の策定に向けた県の取組みについて 【文化財保護課】

〔 文化財保存活用大綱の策定に向けた県の取組みについて問う。 〕

県では、昨年7月、諮問機関である福岡県文化財保護審議会に「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」を諮問しています。

また、今回の諮問に当たり、当該審議会に文化財の専門家や博物館、民間団体、マスコミ関係者など、建設的で的確な意見をいただける方を臨時専門委員として委嘱しています。

現在、本県におけるこれからの文化財保護行政の在り方と基本的な方針、推進体制や市町村に対する支援の在り方、文化財防災計画等について審議いただいているところであり、来年度中には策定したいと考えています。

③ 不祥事に対する所見と対策及び採用試験に対する評価について 【教職員課】

〔 教師が教育不信を招くような深刻な事態に対し、どのような所見を持ち、どのような対策を講じていくのか。また、現行の採用試験制度について、県教委としての率直な評価を具体的にお示し願う。 〕

はじめに、不祥事に対する所見と対策についてです。覚醒剤所持や受託収賄、また、わいせつ行為などの教員の不祥事が相次いでいる現状は、児童生徒や保護者をはじめ、県民の教育に対する信頼を著しく損なうものであり、不祥事防止に向け、これまで以上に強力な取組みが求められていると認識しています。

このため、一連の不祥事を受けての新たな取組みとして、不祥事防止のリーフレットを全教職員に配布するとともに、私をはじめとする幹部職員が学校に出向き、不祥事防止を直接訴え、危機感の共有を強く促しているところです。

また、来年度からは、教育庁内への不祥事防止の担当部署の設置や、県立学校への不祥事防止推進リーダーの設置等を行うこととしています。

さらには、県と市町村の代表者からなる不祥事防止対策推進会議を設置し、情報共有の強化や、対策の徹底などに取り組んでいきます。

次に採用試験に対する評価についてです。本県では、授業等の指導力に加えて、児

童生徒に対する愛情や教員としての使命感・責任感など、教職への適性を重視した選考に取り組んできました。

しかしながら、不祥事の内容に鑑みると、社会人として当然有すべき規範意識や自制心などを見極めきれていないのではないかと感じています。

限られた時間の中で、こうした受験者の内面を見抜くことは容易ではありませんが、教員に対する県民の信頼確保に向けて、専門家の意見も参考に、採用試験の改善について更に検討を進めていきます。

④ 私自身の責任を明らかにするための措置について 【総務企画課】

「教育長は、「今後、私自身の責任を明らかにするための厳しい措置を考えていく」と表明されたところであるが、自身の言明についてどのように実行されるのか。」

度重なる不祥事が発生したことについて、県の教育行政を預かるものとして、重く受け止め、自らの反省と責任を明らかにするため、この度、給料月額^の10%を2か月分返上することにします。

こうした私自身への措置を取ることにより、市町村教育委員会、学校管理職及び教職員一人ひとりが、不祥事を絶対に起こさないという強い決意を新たにさせていただきたいと考えています。

一度失われた県民の信頼を回復することは容易ではありませんが、全力を尽くして取り組む所存です。

⑤ 【参考】現県立美術館の活用について（知事答弁）

【文化振興課・社会教育課】

「新聞報道によると、福岡市は「新美術館が建設されれば、市が建設予定の拠点文化施設の隣にある県立美術館は、当然なくなるものと考えていた」と言っている。福岡市がこのように言っていることに対して、知事はどのような所感をもったのか、また、今後、現美術館を具体的にどのように活用していくつもりなのか伺いたい。」

福岡市からは、須崎公園に設置をする新たな拠点文化施設の基本計画を策定するにあたり、「県立美術館が現地で存続することを前提に検討を進めていく」といった説明を平成28年2月に受けています。

また、平成29年12月の福岡市議会に報告された市の須崎公園の再整備方針によると、新たな拠点文化施設と県立美術館との連携強化が明記をされているところです。

平成28年2月以降、福岡市からの説明はなく、新聞報道によると、福岡市は「県立美術館の建物が無くなることを前提に須崎公園の再整備を進めていた」と主張されているようですが、その意図を私どもははかりかねている状況です。

日本を代表する著名な建築家である、佐藤武夫氏が設計をした、現県立美術館ですが、九州一の集客力を誇る天神地区に立地し、長年、県民に親しまれてきた文化施設としての蓄積もあります。

また、建設地選定のために設置した有識者の委員会からは、現県立美術館について、子どもや高齢者、障がいのある方、若手作家など様々な人々が芸術活動を行う交流の場として活用することなど、具体的な意見をいただいているところです。

県としては、この委員会の意見も参考にしながら、現県立美術館の建物を今後とも活用し、その具体的な活用方策については、新県立美術館の基本計画を策定していく

中で検討をすすめていきます。

○ 民主県政県議団 畑中 茂広 議員

3月4日

① 【参考】学校の臨時休業にあたっての検討過程について（知事答弁）

【保健医療介護総務課・総務企画課】

学校の休業について、県の対策本部では2月27日の国の表明後、どのような時系列で議論をし、何時に結論を出し、通知を関係者に何時に発出したのか伺います。

先月の27日の夕刻の内閣総理大臣による方針の表明を受けて、直ちに関係課において、臨時休業にあたっての手順、事務手続き、社会的な影響と対応策について予想される事項について検討をスタートさせました。

全庁的に関係部局で協議を進めていき、翌28日、学校の臨時休業についての県の案を取りまとめましたので、11時過ぎに福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部を開いて、12時頃その対策を決定し、14時30分頃、通知を発出したところです。

② 【参考】学校の臨時休業にあたっての対策本部での議論と判断について（知事答弁）

【保健医療介護総務課・総務企画課】

県の対策本部で決定した学校での臨時休業について、対策本部では具体的にどのような議論が行われたのか、更に、その議論を踏まえどのような事実・理由によって学校の臨時休業を行うという判断の決定を下したのか、対策本部長である知事に問う。

今回の、学校の一斉臨時休業を要請する方針は、様々な社会的影響も想定される中で感染の拡大を防止するためには、今がまさに重要な時期であり、子どもたちの健康・安全を守るために、内閣総理大臣が重い決断をされたものであると、受け止めています。

これを受けて、本県においても、3月2日から春休みまでの間、県立学校で臨時休業を行うこと、そして市町村教育委員会や私立学校設置者に対しても、県立学校と同様の措置をとっていただくよう要請することを決定しました。

その決定にあたっては、学校の臨時休業により影響が想定される事項とその軽減策について、様々な検討を行いました。

例えば、共働きの家庭や障がいのある児童生徒をお持ちの家庭への影響についてどのような対策を行う必要があるのか、また、仕事を持っておられる保護者が仕事を休みやすくするためにはどうしたらいいか、それらについて、関係部局が連携して、検討を進めました。

その結果、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所において、臨時休業期間中の開所や開所時間の延長というものを要請することを決定しました。

また、これらの活用を図った上でもなお、適切な受け入れ環境が整わない児童生徒に対しては、学校で受け入れることとしました。

併せて、民間事業者に対しても、休みがとりやすくなる環境を整えていただくこと、子どもをお持ちの保護者への配慮をお願いすることも決定しました。

引き続き、国、市町村、関係機関と連携をして、全庁を挙げて児童生徒や保護者の皆さんが抱える不安を解消しながらこの臨時休業に取り組んでいきます。

③ 【参考】県立学校における避難所指定の現状及び被災者受け入れ訓練の実施状況について（知事答弁） 【消防防災指導課・総務企画課・施設課】

県立高校、特別支援学校などの県立学校において、指定避難所に指定されている施設の現状及び、これらの指定避難所における被災者受け入れのための訓練や、食料備蓄などの状況はどのようなになっているのか。

現在、35の市町において、県立学校115校のうち86校が避難所に指定されています。

食料などの備蓄については、市町村が、備蓄場所やその数量・品目などを決めることになっています。現在、県立学校を避難所として指定をしている35の市町のうち3市が、県立学校の敷地内にその備蓄を行っているところです。残りの32の市町では、庁舎などに備蓄をしており、災害時に、各避難所に持ち込むこととなっています。

避難所を使った被災者受け入れの訓練ですが、市町村に対して、防災担当課長会議などの場を通じて、その実施について呼びかけてきており、市町村は、避難所として、まず、使用する可能性が高い公民館や小中学校における訓練を実施しているところです。

このため、県立学校を使った訓練はこれまでは行われていませんが、今後、市町村から申し出があった場合には、県としては、当然、それに対して協力をしていきます。

④ 【参考】福岡市美術館との連携について（知事答弁）

【文化振興課・社会教育課】

今まで福岡市美術館とどのような連携をとってきたのか、また、新・美術館設置後、どのような連携が可能となり、どのような相乗効果が発揮できるのか。併せて、この連携について、福岡市と事前協議ができているのかも伺う。

これまで県立美術館は、福岡市美術館との間で、企画展の共同開催、市内の美術館、博物館等を巡るスタンプラリーといった共同イベントの実施、収蔵作品の相互貸借など、連携を行ってきました。

選定委員からは、県と市の美術館が近接することにより利用者数の増加などの効果が期待できるとして、共通観覧券の発行、2つの美術館を活用した大規模美術展の開催など具体的な連携方策についてご意見をいただいています。

来年度から始める新県立美術館の基本計画の策定の中で、福岡市と、この2つの美術館の具体的な連携策についても協議を進めていきたいと考えています。

⑤ 【参考】現県立美術館の活用について（知事答弁）

【文化振興課・社会教育課】

現美術館は現地に残すと知事が発表した翌日に、高島市長は「県立美術館は当然なくなることを前提に須崎公園の再整備を進めている」と発言した。現美術館は具体的にどのような利用を想定しているのか。知事の発表にあたり福岡市との事前調整はできていたのか。調整ができていないとすれば、なぜしなかったのか。

福岡市からは、同市の須崎公園に設置する新たな拠点文化施設の基本計画を策定するにあたり、「県立美術館が現地で存続することを前提に検討を進める」との説明を市から平成28年2月に受けています。

また、29年の12月、福岡市議会に報告された市の須崎公園の再整備方針において、新たな拠点文化施設と県立美術館との連携強化というものが明記されています。

平成28年2月以降、福岡市から説明は無く、新聞報道によると、福岡市は「県立美術館の建物が無くなることを前提に須崎公園の再整備を進めていた」と主張されているようですが、その意図をはかりかねているところです。

日本を代表する著名な建築家である佐藤武夫氏が設計をした、現県立美術館は、九州随一の集客力を誇る天神地区に立地をしており、長年、県民に親しまれてきた文化施設としての蓄積もたくさんあります。

また、建設地選定のために設置した有識者による委員会からは、現県立美術館について、子どもや高齢者、障がいのある人、若手作家など様々な人々が芸術活動を行う交流の場として活用することなど、いろいろな意見をいただいているところです。

県としては、この委員会の意見も参考に、現県立美術館の建物を今後も活用することとし、その具体的な活用方策については、新県立美術館の基本計画を策定する中で検討を進めていきます。

⑥ 教員の労働時間の実態把握について

【教職員課】

県立学校におけるICカードによる労働時間把握について、管理職からの指示により記録上だけ労働時間を短くしているという現場の声がある。教育長はこの実態を認識しているか。認識しているのであればどう考えているか。

勤務時間の正確な把握は、長時間勤務改善の前提であることから、研修会や校長会、学校訪問など、機会あるごとに適正な記録を行うよう指導を徹底してきました。

一方で、一部の教員からは、実際より短く勤務時間を記録している者がいるとの声も寄せられています。

業務改善を伴わない数字の上だけでの勤務時間短縮は、働き方改革の趣旨にそぐわないものであることから、今後も、あらゆる機会を捉えて正確な勤務時間の記録の徹底を図るとともに、万一、不適正な記録が判明した場合には、個別に指導していきます。

⑦ 学力調査の自校採点の目的等について

【義務教育課】

全国学力調査の自校採点は一体何のために行っているのか、またこれを実施している都道府県は全国でいくつあるのか。

自校採点は、各学校が子供達の課題やつまづきを早期に把握して指導改善に繋げることができるという観点から、国において学力向上の取組み事例として紹介をされており、本県においても、各学校が自校の指導改善を図るために行われています。

また、全ての都道府県での実施状況は把握していませんが、自校採点の実施の指示や推奨等により、学力向上の取組みとして行われている県もあります。

⑧ 自校採点の廃止について

【義務教育課】

我が会派はこの自校採点を廃止すべきと考えるが、教育長の考えを聞く。

本県では、平成30年度から、自校採点のWEBへの入力を取り止めるなど、実施上の負担軽減に努めてきました。

今後とも、教員の負担軽減を図り、子供達に向き合う時間が確保されるよう、自校採点の有用性と教員の負担を考慮の上、他の業務も含めて業務改善の促進について検討していきたいと考えています。

⑨ 新任教諭の離職率に対する見解について

【教職員課】

新聞記事で、教師にとって研修が大きな負担になっており、福岡県は九州でも離職率が最も高くなっていることが明らかになった。教育長はその理由をどのように考えているのかを伺う。

近年、本県では、採用者数を大幅に増やした結果、採用者の中には、学校現場になじめず、教職に向かないと自ら辞職する者も少数ながら存在し、そうした者の進路変更が離職率の高さにつながっていると考えています。

なお、初任者が抱える負担感や多忙感を和らげるための支援は重要であると考えており、メンタルヘルス相談体制の充実に取り組みますとともに、採用後の円滑な教員生活を支援するための採用前セミナーを実施しています。

⑩ 研修会や研究会の精査について

【義務教育課】

今後、校内研修会や教科等研究会等に関して精査する必要があると考えるが、教育長の考えを聞く。

法定研修である初任者研修など、県が計画・実施する教員研修については、本年度から新たな研修体系で実施しており、従来の初任者研修を若年教員研修として採用後3年間に内容を分散したり、研修回数や校外研修のスリム化をしたりするなど、教員の負担軽減を図っています。

また、校内研修会等は、各学校の自主的な活動ですが、教員の働き方改革等の観点から、各市町村教育委員会や校内研修担当者に対して、内容等を工夫、精選して実施するよう指導してきました。

今後とも、研修の在り方について市町村教育委員会等に対して工夫改善を促していきたいと考えています。

⑪ 小学校英語専科教員の採用について

【教職員課】

小学校においてまずは英語の授業を行う専科教員の採用が必要である。当面は、学校を巡回して指導するという方法も考えられるが、県教委の方針を伺う。

小学校の英語教育の早期化・教科化に伴い、専科指導教員など、一定の英語力を有する教員の確保が重要となっています。

このため、本県の小学校教員採用試験においては、平成30年度実施の試験から、英語有資格者を対象とする採用枠を設定するとともに、今年度実施の試験から、英語有資格者に対する加点制度を導入しています。

また、現在、27の市町村において、兼務発令した英語専科指導教員が複数の学校で指導を行うなど、その効果的な活用も図っています。

今後も、一定の英語力を有する小学校教員の採用を進めるとともに、地域の実情に応じた英語専科指導教員の効果的な配置に努めていきます。

① 臨時休業に伴い新年度に不登校を生まない対応について 【義務教育課】

〔 学校に行かない期間が休校と春休みで一か月以上になる。新年度に不登校児童生徒が出ないよう手立てを考えるべきと思うがどうか。 〕

今回の臨時休業は、各学校や子供達にとっては急なものであり、例年よりも長期の休みとなります。このため、臨時休業中においても、電話や家庭訪問により児童生徒に関する情報収集を行いながら、自宅などでの学習活動の支援やスクールカウンセラーを活用した教育相談など、各学校におけるきめ細かなフォローを促していきたいと考えています。

② 学校給食に食材を供給している業者への配慮について 【体育スポーツ健康課】

〔 給食に食材を供給している零細業者の資金繰り等にも配慮が必要と考えるが、教育長の答弁を求める。 〕

臨時休業の期間中、学校給食に食材を供給している業者の中には、学校給食が中止になることにより、経営面での影響が懸念されるところがあります。

このため、そうした影響の実態を県教育委員会からも国に伝え、必要な支援について、要望を行っているところです。

③ 小・中・高等学校等におけるパラ卓球ガイドブックの活用について

【体育スポーツ健康課】

〔 子供たちにパラ卓球の楽しさやパラリンピアンの凄さを伝えるために、代表選手やパラ卓球協会の広報部が受賞した卓球台が掲載されている「パラ卓球ガイドブック」を小・中・高等学校等において活用ができないか問う。 〕

新学習指導要領の体育科・保健体育科では、共生の視点に立って、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することや、パラリンピックに関する指導について、明記されています。

各学校において、障がい者スポーツの価値に触れることは、多様性を認め合うなどの公平な態度形成等にも資することから、今後、関係団体等と連携し、本ガイドブックをはじめ、有効な教材の活用について促していきます。

④ 発達障がいのある子どもに対するきめ細かい支援策について

【特別支援教育課】

〔 糸島市の「みなかぜ相談」のようなきめ細かい支援策が県内すべての学校において実施されることが望ましいと考えるが教育長の見解を問う。 〕

糸島市の「みなかぜ相談」や「学校巡回」のように、臨床心理士等の専門家が保護者の相談に応じたり学校で助言を行ったりする取組みは、発達障がいのある子どもに早期から一貫した支援を行う上で、大変意義のあるものと考えます。

県教育委員会としては、現在、専門家巡回相談事業や特別支援学校による相談・支援を行っており、引き続き小・中学校や保護者のニーズに応えるとともに、小・中学校におけるスクールカウンセラーの活用を促し、各市町村においても、きめ細かな支

援が行われるよう努めていきます。

⑤ 生活習慣病予防に係るテキスト利用について 【体育スポーツ健康課】

小学校においては、がんをはじめ、心臓病や脳卒中などの生活習慣病について学習することとなっている。高血圧学会では、小学生向けテキストが作成されている。子供に教えることで、大人に減塩の大切さを教えることにもなる。是非、生活習慣病の予防に係る教育を実施する際に、このテキストを利用してはどうか問う。

小学校においては、高血圧症等の生活習慣病を予防するために、塩分等を摂りすぎる偏った食事を避けるなど、健康によい生活習慣について学習することとなっています。

減塩等について示された本資料は、望ましい食習慣を考える上で参考となる資料であることから、小学校教員を対象とした研修会において周知をしていきます。

○ 緑友会 花島 徳博 議員

3月5日

① 【参考】現県立美術館の取扱いについて（知事答弁）

【文化振興課・社会教育課】

現県立美術館の取扱いについて、今後はどのように考えているのか。美術館分館として残す場合、どのような位置づけになるのか伺いたい。

日本を代表する著名な建築家である、佐藤武夫氏が設計をした現県立美術館は、九州随一の集客力を誇る天神地区に立地しており、長年、県民に親しまれてきた文化施設としての蓄積もあります。

また、建設地選定のために設置した有識者による委員会からは、現県立美術館について、子どもや高齢者、障がいのある方、若手作家など様々な人々が芸術活動を行う交流の場として活用することなど、意見をいただいているところです。

県としては、この委員会の意見も参考に、現県立美術館の建物を今後も活用することとし、その具体的な活用方策については、新県立美術館の基本計画を策定する中で検討していきます。

② 【参考】福岡市美術館との協力体制について（知事答弁）

【文化振興課・社会教育課】

県民からすれば、美術館が隣接することで、どのようなメリット、相乗効果があるのか、このエリアが賑わい、それがどう県内各地に波及するのか、気になる所だと思う。単に美術館が二つ並んでいるだけでバラバラだということにならないよう、より良い美術館にするため、福岡市立美術館とどのように協力体制を作っていくのか伺いたい。

これまで県立美術館は、福岡市美術館との間で、企画展の共同開催、市内の美術館、博物館等を巡るスタンプラリーといった共同イベントの実施、収蔵作品の相互貸借などの連携を行ってきました。

選定委員からは、県と市の美術館が近接することにより利用者数の増加などの効果

が期待できるとして、共通観覧券の発行、2つの美術館を活用した大規模美術展の開催など具体的な連携方策についてご意見をいただいています。

来年度から始める新県立美術館の基本計画の策定の中で、この2つの美術館の具体的な連携方策についても福岡市と協議していきたいと考えています。

③ 【参考】芸術文化にアクセスしやすい取組みについて

【文化振興課・社会教育課】

県民幸福度日本一の観点から、満足度の低い地方部の県民にこそ光を当てる必要があると思う。地方の県民のアクセスの公平性も十分に保障される必要があり、美術館が外向いて行く取組みも重要である。県民が等しく芸術文化にアクセスできるよう、どのような取組みを進めていくのか伺いたい。

県立美術館においては、移動美術館展や県展の県内各地域での開催といった県民の皆さまが美術作品をじかに鑑賞できる事業を実施しています。

また、児童生徒に対し、県立美術館までの交通費や観覧料の補助、学芸員による作品解説を行うなど、県内各地域の子どもたちが県立美術館を訪問し、作品に親しむ機会を提供しています。

私は、県民の皆さんが、居住する地域に関わらず文化芸術を鑑賞したり、創造する機会を確保していくことが重要であると考えており、基本計画を策定する中で、具体的な取組みを検討していきます。

④ 文化財保存活用大綱の策定とタイムスケジュールについて 【文化財保護課】

文化財保存活用大綱の策定に関する認識とタイムスケジュールについて問う。

改正法に謳われている大綱については、県における文化財の保存・活用の基本的な方向性や方針を明確化するために、策定すべきと考えています。

本県としては、諮問機関である福岡県文化財保護審議会に「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」諮問しており、来年度中の策定を予定しています。

⑤ 市町村の文化財保存活用地域計画の策定と協議会の設置に関する認識について 【文化財保護課】

市町村の文化財保存活用地域計画の策定と協議会の設置に関する認識について問う。

地域計画は、市町村の文化財の保存活用についての計画的取組みを示すものであり、県の大綱を勘案して策定されることが望ましいと認識しています。

また、その作成や実施に当たっては、協議会を設置するなど、多様な関係者の意見聴取を行うことが必要であると考えています。

⑥ 文化財専門職員の育成のための取組みについて 【文化財保護課】

市町村の文化財専門職員を育成していくためにどのように取り組むのか。

本県の文化財専門職員の体制については、従前から各市町村に対して配置を依頼し、全国でも高い配置率となっており充実していると考えています。

市町村専門職員の育成については、文化財に関わる最新の知識や技術の習得を目的とした、研修会を実施しています。

特に、近年は、文化財の専門分野の多様化に合わせて、外部講師を招聘したり、機器等を整備している九州歴史資料館において実施したりするなど、研修内容の充実を図っています。

⑦ 大学と連携した人材確保のための取組みについて

【文化財保護課】

〔 本県における大学と連携した人材確保のための取組みについて教育長の所見を問う。 〕

本県では、平成28年度に文化庁と大学が連携して、埋蔵文化財保護行政説明会が開催されましたが、今後は、こうした一般的な説明会だけでなく、実務的な経験を積むことが重要であると考えています。

このため、九州歴史資料館では、大学の博物館実習生を受け入れており、史跡の発掘調査、美術工芸品や文書等の取扱いなど、現場に即した専門的業務を学ぶ実習を行っています。

今後も引き続き、大学と連携して、文化財の専門的業務を理解し、経験するための機会をつくっていきます。

○ 公明党 西尾 耕治 議員

3月6日

① PISAの結果への認識について

【義務教育課】

〔 経済協力開発機構（OECD）が、2018年に実施した国際学習到達度調査（PISA）の結果についてどのように認識しているのか教育長にお伺いする。 〕

今回のPISA調査の結果においては、読解力について、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べることなどについて、課題が見られることが分かりました。

これは、全国学力・学習状況調査における、本県の国語の調査結果でも「目的や意図に応じて、自分の考えを明確にし、まとめて書くこと」や「根拠を明確にして自分の考えをもつこと」について課題が見られたことと合致するものであり、今後の授業改善のポイントの一つであると捉えています。

② 学校教育での活字文化の普及について

【義務教育課】

〔 教育の現場である学校教育での活字文化の普及について、どのような認識を持っているのか教育長にお伺いする。 〕

PISA調査の結果からは、新聞や本をよく読む生徒の読解力が高い傾向にあることが明らかになっています。

県教育委員会としても、学校で活字を読む活動を行うことは、「考える力」「感じる力」「表現する力」等の学習の基盤となる力を育てるとともに、豊かな情操をはぐくむものと認識しています。

③ 学校で新聞や本を読む機会を増やすことの重要性について

【義務教育課】

〔 特に、活字の中でも新聞や本を読む機会を増やしていくことの重要性を感じるが、どのような認識を持っているのか教育長にお伺いする。 〕

読解力を高めるためには、子供の時期から新聞や本を読む習慣、新聞や本を通じて物事を調べる習慣を確立していくことが重要です。

このような習慣を身に付けさせることにより、様々な情報を比較検討しながら自分の考えを形成していく情報活用能力を育成することにもつながるものと考えています。

④ 新聞や本を読むことを活用した取組みの収集と普及について

【義務教育課】

〔 県内の学校では、新聞や本を読むことを活用した取組みはどのようなものがあるのか、良い参考となる事例を収集し、県下に普及していくべきと思うが、教育長の考えをお伺いする。 〕

新聞の活用については、国語科の授業で、新聞の社説を参考に意見文を書いたり、社会科の授業で、資料を活用し探究したことを新聞形式にまとめたりする活動などが行われています。

また、読書活動については、本県ではこれまでも推進に努めてきており、全校一斉の朝読書のほか、推薦図書リストの作成や読書目標の設定、図書委員による下級生への読み聞かせなどが行われています。今後とも、こうした創意工夫をしながら取り組んでいる学校の実践例を収集し、広く周知していきます。

⑤ 新聞の教育への活用を推進する団体との連携について 【義務教育課】

NIE (Newspaper in Education) を展開している新聞協会NIE委員会や、各都道府県にあるNIE推進協議会などの団体と連携を取りながら、おおいに活字文化の普及促進についての政策を進めてはどうかと考えるが、教育長の所見をお伺いする。

本県では、教育界や新聞業界等で構成する福岡県NIE推進協議会が設置されており、県教育委員会も参加をしています。

平成14年度から、小中学校75校をNIE実践指定校に推薦しており、指定校では、授業の中で新聞を活用した実践のほか、廊下に「新聞コーナー」を設置したり、帰りの会で新聞記事を読み、紹介し合ったりする活動が行われています。

今後とも、こうした取組みを県内に広く情報提供するとともに、更なる連携に努めていきます。

○ 自民党県議団 松尾 嘉三 議員

3月6日

① 公立小・中学校での避難訓練の実施状況について 【義務教育課】

平成30年10月の決算特別委員会で、県内公立小・中学校での災害の種別に応じた避難訓練の実施について質問したが、その後、実施状況はどうなっているのか問う。

各学校では主に、火災、地震、風水害を想定した避難訓練が行われています。平成30年度の火災の避難訓練の実施率は、前年の29年度に引き続き、小・中学校とも100%であり、地震の避難訓練も小・中学校とも100%となりました。

また、風水害の避難訓練は、29年度から向上しており、小学校が53.8%、中学校が37.6%と、それぞれ小学校で6.7ポイント、中学校で5.7ポイント増加していますが、いまだ不十分であるという風に考えています。

② 火災に適切に対処できるための教育について 【義務教育課】

身近で起きる可能性が高いのは火災である。子供が防火・消火について十分な知識を持ち、適切に対処できるようにするために、どのような教育が行われているのか。

学校では、消防署員など専門家の指導の下、安全な場所に避難したり、児童生徒の発達段階に応じて水消火器を使った初期消火の模擬体験や、煙の恐ろしさを実感させる煙道体験を取り入れた訓練をしたりするなど、実践的な訓練となるよう努めています。

③ 水害や水の危険から自分の身を守る教育について 【義務教育課】

以前、風水害の避難訓練の実施率が他の災害を想定した訓練より低いことを指摘した。豪雨水害に見舞われた本県では、水害への対応が課題と思われる。また、災害時に限らず、川や池に落ちた場合、泳げる子供でも溺れる危険性がある。子供が、このような水の危険に対して自分の身を守れるよう、どのような教育を行っているのか。

学校では、児童生徒に対し、気象情報をもとに、悪天候が想定される場合には、外に出ない、増水しやすい川などの危険箇所近づかないよう指導しています。

また、災害時に限らず、不意に川などに落ちる場合も起こり得ることから、大人の助けを呼ぶことや、具体的な対処の仕方を身に付けることも重要です。

学校によっては、着衣水泳の体験や、ペットボトルを浮き輪代わりに活用する対処方法を指導している事例もあり、このような取組みについて市町村に情報提供し、効果的な防災教育が行われるよう促していきます。

④ 実践的な防災教育について 【義務教育課】

火災や風水害の他、地震や落雷などの災害への対処についても、強固な建物に避難する、車の中にいる、破損した機械などに近づかないなどの様々な対処方法が考えられる。子供が地震や落雷等のときに自分の身を守れるような教育をすべきと考えるが、教育長の考えを伺う。

防災教育は、児童生徒が自ら適切な判断で危険を避ける行動ができる力を身に付けさせることが最終的な目的です。

県教育委員会としては、こうした力が身に付くよう、例えば、消防士の指導による実践的な訓練や、大学教員など防災の専門家による講話などを通じ、最新の科学的知見を踏まえた実践的な防災教育を引き続き推進していきます。

○ 自民党県議団 桐明 和久 議員

3月9日

① 輝翔館中等教育学校に対する支援について 【高校教育課】

志願割れが生じている輝翔館中等教育学校に対して、県教育委員会としてこれまでどのような支援を行ってきたのか、また、今後の支援の在り方や活性化の方策についてどのように考えているのか、教育長に伺う。

県教育委員会としては、平成26年度から、他の県立高校に先駆けて生徒用タブレット端末や電子黒板を導入し、これを活用した探究的な学習を支援してきました。

併せて、こうした特色ある教育活動を広報するための経費についても措置してきたところです。

さらに今後は、外国人留学生との交流事業や英語教育の充実など、学校が力を入れているグローバル人材の育成についても、学校活性化の取組みとしてしっかりと支援していきます。

また、併せて、寄宿舎入寮の条件緩和など、保護者負担の軽減につながる方策についても検討していく考えです。

○ 日本共産党 高瀬 菜穂子 議員

3月9日

① 臨時休業期間中の学校での受け入れについて 【総務企画課】

〔 今後推移をみて、市町村がこうした対応を求める場合には、「原則家庭」の基準に
こだわらず、登校を認めるべきだと思うが、実態を含め、教育長の見解を問う。 〕

自宅で過ごすことができない児童については、放課後児童クラブで受け入れたり、
低学年に限定せず小学校で受け入れたりするなど、地域や学校の実情を踏まえ、市町
村がそれぞれ工夫し、受入形態を決定しています。

この度の県の要請は、一律の対応を求めるものではなく、こうした様々な工夫があ
って良いと考えています。

② 臨時休業期間中の県立特別支援学校における給食提供について

【特別支援教育課】

〔 国は必要な場合に給食を提供することを通知で示している。給食について、県立
特別支援学校の対応はどうするのか、教育長に問う。 〕

県立特別支援学校においては、臨時休業期間中に預かる児童生徒に対しては、通常
と同様の給食を提供することとしています。

○ 自民党県議団 江頭 祥一 議員

3月10日

① 閉校校跡地の利活用について 【施設課】

〔 現在未利用となっている閉校校の地元自治体との調整の進捗状況と今後の対応に
ついて教育長に伺う。 〕

現在、未利用となっている閉校校跡地は4校分あります。

このうち3校については、地元自治体が跡地利用に向けた具体の計画を策定済み又
は策定に向けた検討が行われている状況ですが、残りの1校については、跡地を利活
用するかどうかが地元自治体内部での結論が出ていない状況です。

県教育委員会としては、県有財産の有効活用を図る観点からも、地元自治体での検
討ができるだけ早く進むよう、今後とも必要な情報提供や協議に積極的に取り組んで
いきます。

② 嘉麻市の計画実施のための対応について 【施設課】

〔 嘉麻市の計画の実施のために、今後どのような対応を取ろうとしているのか教育
長の考えを伺う。 〕

昨年3月に嘉麻市が策定された基本計画により、山田高校跡地の活用に向けた、よ
り具体的なプランが示されました。

山田高校跡地の校舎については老朽化が著しく進んでおり、また、校地の一部につ
いては、学校設立時の旧山田市からの寄附条件があることなどを踏まえ、来年度以降
に校舎を解体していく予定としています。

今後も引き続き、嘉麻市と山田高校跡地の有効活用に向けた協議を進めていきます。

○ 日本共産党 立川 由美 議員

3月10日

① 国産・県産米を使用した米飯、米粉パンの推進について

【体育スポーツ健康課】

安全な国産・県産米を使用した米飯や米粉パンを積極的に増やしていただけないか。教育長に伺う。

学校給食の献立は、児童生徒が多様な食に触れる機会としての役割も踏まえて、実施主体である市町村教育委員会において、栄養教諭や保護者等の意見も聞きながら決められています。

現在、県内小中学校の完全給食実施校では、1週間あたり3～4回、県産米による米飯給食が実施されています。

また、米粉パンは平成21年度から学校給食に供給されており、現在多くの学校で取り入れられています。

○ 民主県政県議団 山本 耕一 議員

3月11日

① 児童生徒がメンタルヘルスを学ぶことへの認識と現在の取組みについて

【体育スポーツ健康課】

児童生徒が心の健康や病気＝メンタルヘルスを学ぶことの必要性、重要性についての教育長の認識と、メンタルヘルスの教育にあたり、現在取り組んでいることについて伺う。

近年、子供の健康問題の多くは、心の健康と深く関わっていることが指摘されていることから、児童生徒が心の健康について学ぶことは、生涯にわたって健康な生活を送る上で重要です。

現在は、心の健康について、体育科・保健体育科のほか、特別活動などで指導するとともに、県立高校においては精神科医による講演会や個別相談を実施しその充実を図っています。

② アンガーマネジメントの学習について

【高校教育課】

アンガーマネジメントを児童生徒が学ぶ有用性についての認識を伺う。また、教育現場でアンガーマネジメントがどのような形で導入されているのか、現状をお尋ねする。そして、アンガーマネジメントを児童生徒が直接学ぶ機会を設けることについての教育長の考えを伺う。

生徒が、怒りなどの否定的な感情への対処方法を学ぶことは、学校内及び将来の円滑な人間関係を築く上で必要なことと考えています。

現在、感情面での課題を有する生徒に対しては、生徒指導担当教員が中心となり、個別に指導を行っていますが、全校生徒を対象に講義等を行っている学校は一部にとどまっています。

今後、県立高校において、配置拡大を予定しているスクールカウンセラーを活用し、講義や演習等により、こうした学習の機会を拡げていきたいと考えています。

① 災害時に子供が適切に行動できる力をつける教育について 【義務教育課】

地震等の災害が起きたとき、子供が学校以外の場でも、自分の命を守る、互いに助け合う適切な行動ができる力を身につけさせるためには、例えば、授業で災害のDVDを見て、被災地の惨状や傷痕など、実際に起きた災害を詳細に学ぶことが重要であり、効果的となるよう分かりやすく体系的に学習できる工夫も求められると思うが、本県の小中学校ではどのように取り組んでいるのか。また、防災教育を行う上で重要な視点は何か教育長の考えを問う。

現在、各学校では、限られた年間の授業時数の中、防災教育を体系的・効果的に行うため、防災教育に関する教科等を関連付けるとともに、児童生徒が実感を伴った理解をするための指導上の工夫がなされています。

例えば、地域で水害が起こる可能性のある所を防災マップにまとめ、それをもとに避難訓練を行ったり、災害に関する映像資料の視聴や被災経験者の話を直接聞いたりするなどが行われています。

また、防災教育では、児童生徒が自らの命を守り抜き、友人や地域の方と協力するための資質・能力を育てることが重要であり、今後とも、このような力を育てるために、教育課程の編成や指導方法の工夫を促していきます。

② 教員の防災教育に関する知識や力量の向上について 【義務教育課】

学校で子供に十分な防災教育を行うためには、学校・教職員に高い危機管理能力が求められることになるが、まず教える側となる教師が防災教育に関する知識や力量をつけるための取組みについて問う。

東日本大震災の教訓を踏まえると、今後、教職員には、児童生徒が自ら考え主体的に行動する力を養う指導力や、危機に際しまして児童生徒を守るための迅速かつ的確な判断力・行動力が必要です。

そのため、研修においては、これまで、被災地から講師を招聘し、被災地の成功例や反省点を学んだり、災害に直面した際にどう行動するかをシミュレーションさせたりするなどの工夫を図っており、今後とも研修の充実に努めていきます。

③ 防災教育の義務化について 【義務教育課】

学校での防災教育を義務化すべきと考えるが、教育長の考えを問う。

学校教育における教科や実施時数等は、学習指導要領等で定められており、各学校では、これに基づき教育活動を行うこととなっています。

現行の学習指導要領等に防災教育についての時数等の定めはありませんが、本県の公立学校においては、これを必須のもの、つまり、事実上義務として可能な範囲で実施されていると認識しています。

県教育委員会としては、今後とも、教育課程の編成や指導方法、教員研修の工夫などにより、効果的な防災教育を推進していきます。

○ 自民党県議団 塩川 秀敏 議員

3月11日

- ① 不祥事防止のための市町村教育委員会に対する取組みについて 【教職員課】
〔 不祥事防止のために、県教育委員会がこれまで市町村教育委員会に対して講じてきた取組み、また、今後どのように取り組んでいくのかについて問う。 〕

これまで市町村教育委員会に対して職員面談の実施など不祥事防止に関する通知を毎年発出するとともに、教育長会議をはじめ、各研修会において取組みの徹底を図ってきたところです。

また、昨年5月には、各教育事務所で行われた教育長会議に県教育委員会幹部職員が出向き、各教育長が不祥事防止について校長に直接指導するよう要請をしました。

さらに、市町村立学校における管理職のリーダーシップとマネジメント力の向上を図るため、一人一人の教職員が高めるべき教職としての素養や学校における危機管理の内容を盛り込んだ「活力ある学校運営の手引」を作成するとともに、各教育事務所において不祥事防止啓発用DVDを購入し、市町村立学校の教職員を対象とする研修の充実を図っています。

小・中学校教職員の不祥事防止のためには、服務監督権を有する市町村教育委員会の自覚と責任を促しつつ、県と市町村が緊密に連携することが重要であることから、来年度からは、各々の代表者からなる不祥事防止対策推進会議を設置し、不祥事防止対策の充実、強化と各学校への浸透に取り組んでいきます。

○ 民主県政県議団 仁戸田 元氣 議員

3月11日

- ① 少年院出院者の修学支援の取組みについて 【高校教育課】
〔 高校側からの少年院出院者に対する修学支援の取組みについて、教育長に問う。 〕

非行生徒の更生と社会的自立のためには、高校での学びの継続が重要な役割を担うと考えており、そのための適切な支援が必要です。

このため、県立高校においては、たとえ少年院送致となる場合でも、そのことのみで退学処分とすることなく、保護者やスクールサポーター等と連携を図りながら、校内の支援体制を整えています。

また、やむを得ず退学となる場合でも、高校への再入学や就職のための各種相談窓口を記載した進路支援カードを配布するとともに、その後1年間は担任が連絡を取り、相談に応じることをとしています。

今後とも、生徒の状況に応じた進路実現に向け、しっかりとサポートしていきます。